

「とくしまオンリーワンLED製品」認証マーク表示基準

第1 目的

「とくしまオンリーワンLED製品」認証制度要綱（以下「要綱」という。）第8条に規定する「とくしまオンリーワンLED製品」認証マーク（以下「認証マーク」という。）の使用に関する基準を次のとおり定める。

第2 認証マーク

認証マークの規格・デザインは、別記のとおりとする。

第3 使用条件

認証マークの使用条件は次のとおりとする。

- 1 認証マークは、「とくしまオンリーワンLED製品」として認証されたLED製品についてのみ表示することができること。
- 2 認証マークの大きさに制限はないが、原稿認証マークの縦横の比率を変更できないこと。

第4 表示方法

認証マークは、次のいずれかにより表示できるものとする。

- 1 認証を受けたLED製品（以下「認証製品」という。）、当該製品の梱包物等に表示する場合。
- 2 認証製品を紹介するカタログ・PRチラシ、ホームページ等に表示する場合。
- 3 認証製品の各種展示会への出展や展示場等への展示に際し展示会場等に表示する場合。また、その集客を図るためのPRチラシ、ホームページ等に表示する場合。
- 4 その他徳島県LEDバレイ構想推進協議会会長が適当であると認められる場合。

第5 使用料

- 1 認証マークの使用料は、無償とする。
- 2 認証マークの印刷等の経費は、認証マークを使用する者が負担するものとする。

第6 使用中止

要綱第12条の規定による認証の取消があった場合は、その日から認証マークを使用できないものとする。

第10 その他

上記以外の認証マーク使用管理等の取り扱いについては、必要に応じて協議する。

附則 この表示基準は、平成24年8月1日から施行する。

別記（第2関係）

○認証マーク規格・デザイン

基本形を次のとおりとする。



- 1 形状
正円であること。
- 2 色
標準色は次のとおりとする。



すだちくん



- 3 サイズ
拡大・縮小は自由に行えるものとする。
- 4 その他
表示する環境により基本形での表示が困難な場合は、協議のうえ、上記の規格を変更することができる。